市の取り組み

1. 訪問指導の実施

事業系清掃指導員（市職員）が主に大規模事業者(16ページ参照)を対象に、企業や店舗を訪問しています。

訪問時には、ごみ・資源物の保管場所において、ごみの分別や資源化ルートの確保等について確認しています。また、ごみ処理に関する相談を受けたり、必要に応じて指導を行っています。

平成20年度は126事業所を訪問しました。今後は中小規模の事業所にも訪問していきます。

▲訪問指導のようす

2. 搬入ごみ検査の実施

市清掃工場に搬入される事業系ごみについて、抜き打ちで内容物検査を実施しています。産業廃棄物(プラスチックも含む)や他市町村のごみは搬入できません。また、紙類も出来るだけ分別し、リサイクルするよう指導しています。

▲不燃物(プラスチック類)の混入も見受けられます

▲搬入ごみ検査のようす

搬入禁止物が発見された場合は受け入れを拒否しています。また、悪質な場合はごみを排出した事業所を訪問し、分別等の指導を行っています。

3. 情報発信

事業者向けに、廃棄物に関する情報を発信しています。平成20、21年度には食品リサイクルをテーマとした講習会を実施、また収集業者向けの一般廃棄物処理業研修会も後援しています。今後も引き続き、皆さまからの要望に応じた情報の発信を行っていきます。

▲平成19年に作成したリーフレット

4. 紙資源持ち込み場所の設置

事業者が排出する紙類は自己処理が原則ですが、資源化することが難しい中小事業者を対象に、資源化可能な紙類を無料で持ち込める「紙資源持ち込み場所」を市の施設に設置しました。

(1)持ち込みできる品目

①ダンボール、②書類（雑誌・雑紙含む）、③シュレッダー紙、④新聞、⑤紙パックの５品目

(2)持ち込み場所

①清掃施設

戸吹町1916番地　☎042−692−5389

館町2700番地　☎042−665−2570

南大沢3丁目20番地　☎042−674−0551

※登録は不要ですので、直接お持ち込みください。

※受け入れ量は、１回につき軽トラック１台程度までとします。

※館清掃工場は平成22年10月から館清掃事業所（同敷地内、TEL042-665-2531）に変更予定。

＜持ち込み時間＞　月曜日から金曜日の午前８時30分から午後４時まで（年末年始を除く）

②市民部事務所等（事前登録制）

浅川事務所（高尾町1652-1）、館事務所（館町156）、加住事務所（加住町170-2）

旧由木支所跡地（下柚木498）、北野衛生事業所（北野町596-8）

元八王子事務所（大楽寺町419-1）

※事前に登録が必要となります。ごみ減量対策課（TEL042-620-7256）にお問い合わせください。

※受け入れ量は、１回につき軽トラック半台分までとします。

＜持ち込み時間＞平日の午前９時から午後５時まで（年末年始を除く）

（旧由木支所跡地は第２・第４月曜日＜祝日のときは、翌日＞を除く）

5. エコショップ認定制度

市では、簡易包装の実施、マイバッグ持参運動の推進、エコ商品の販売など、環境に配慮した事業活動を行っている小売店を「環境にやさしいお店」としてエコショップに認定し、広報紙やホームページを通じ、広く市民にご案内しています。「環境にやさしいお店」を利用する市民がさらに増えるよう取り組んでいます。

6. エコアクション 21

エコアクション21とは、国際標準化機構ISO14001規格をベースにしつつ、中小事業者でも環境への取り組みを効果的・効率的に行うことができる環境省が策定した環境経営システムです。市では、エコアクション21の認証・登録を目指し、事業活動にともなう二酸化炭素や廃棄物の排出削減など、環境配慮型の経営に取り組む事業者に対し、支援を行なっています。詳しくは環境政策課（TEL：042-620-7384）にお問い合わせください。

業種別取り組み事例

八王子市内には約18,900の事業所があり、それぞれがごみの減量やリサイクルの推進に取り組んでいます。
ここでは、業種別の取り組み内容や、特徴的な取り組みを行っている事業所を紹介します。

製造業

製造業では、ISO14001などの環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所が多く、発生段階からの減量・リサイクルが進んでいます。

● 分別は43種類　～計量管理システムの導入～　　コニカミノルタ東京サイト八王子

グループ全体での「ゼロエミッション」を掲げ、分別は43種類。発生するごみを計量管理し、職場ごとに処理費用を負担するシステムを導入することで、ごみ減量に取り組むインセンティブとなっています。

▶各職場ごとに分別ボックスを設置

▶各職場から直接持ち込まれたごみは、管理者立会いのもと計量記録

▶品目ごとに処理コストとリサイクル方法を表示

● 社員提案制度　～ユニークな取り組みは社員の自由な発想から～　HOYA

環境配慮への取り組みについて社内の提案制度を活用し、採用者には賞を授与。これにより、「マイはし箱の設置」や「社員間での不用品のリユース」など、ユニークな取り組みを行っています。

▲各職場には、自分専用のマイ箸を設置

▲各職場、各デスクには、ごみ箱の設置をせず、各フロアーの数ヶ所に限定してごみ箱を設置し、ごみの発生抑制を図っている

飲食業

飲食業では、店舗における期限切れ食材や客の食べ残しなどによる廃棄が多く、食品ロスの削減が求められています。

● 本部と連携　～食品リサイクルの実施～　わたみん家　京王八王子駅前店（ワタミ株式会社）

お店で働く従業員一人ひとりに対し、店長の細かな指導により、環境に取り組む意識を高めています。また、本部からは、週ごとに食品リサイクル率による各店舗のランク付けが発表され、店舗間の環境への取り組みに関する競争意識を持たせています。

▶色分けされた袋により分別。食品残さはリサイクルへ

▶洗い場では、小さな水切りカゴで食品残さを分別

▶従業員がひと目で分かる「ごみ分別表」

小売業

小売業ではスーパーマーケットを中心として、食品リサイクルの取り組みが進んでいます。

● 環境検討委員会　～従業員による積極的な取り組み～　丸正飯塚　八王子店

定期的な話し合いの場として、職場内に「環境検討委員会」を設置。ここでの従業員からの提案により、ごみ箱の隣に雑紙入れ（ダンボール箱）を設置するなど、特に紙類のリサイクルが進んでいます。

▲店舗内バックヤードにおいて、調理くずなどの食品残さや紙類を分別してリサイクルルートへ

▲週一回、各部門の代表者で構成される環境検討委員会を設置して、ごみを減らす工夫を検討

病院

病院では、徹底した管理のもとで廃棄物が保管されています。特に感染性廃棄物については、法律により密閉した容器に梱包することが義務付けられ、識別を容易にするために「バイオハザードマーク」による表示がされています。

● 着実な取り組みを推進　～現場の意見を取り入れる～　八王子消化器病院

各職場からそれぞれ代表者を選出し、病院全体の環境向上を目的とした「環境対策委員会」を設置することで、「現場」の意見をふまえた取り組みを行っています。廃棄物においては、紙ごみの減量・リサイクルを着実に進めているほか、食品リサイクルの検討を進めています。

▶トイレ内では、ペーパータオルからエアータオルに変更

▶資源物保管場所では雑紙入れとしてダンボールを利用

▶バイオハザードマークが表示された保管箱は再生プラスチック製品を使用

学校

学校では、環境教育に関する授業とも絡めて、生徒が自主的に取り組めるような工夫がされています。

● 紙資源の分別　～生徒と職員が一体になった取り組み～　八王子高校

使わないけど捨てるには『もったいない』物を持ち寄り、必要な人に自由に提供する「リユースコーナー」を設置するなど、「ごみにしない」取り組みを進めています。

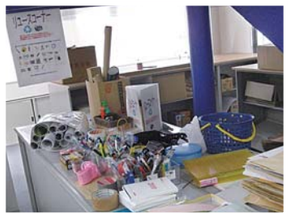

▶不要物を持ち寄り、必要な人に提供する「リユースコーナー」

▶各教室には、分別ボックスを設置

▶各教室のごみは生徒が持ち込み、集積所で分別

ここで紹介した以外にも、たくさんの事業所がごみ減量・リサイクルに大きく貢献しています。

「環境負荷の低減」　　本気で考えてみませんか？

大規模事業者における事業系ごみの適正処理

八王子市では、事業系一般廃棄物の発生抑制、再利用を促進するため、「事業用大規模建築物」の所有者（以下、大規模事業者）、占有する者及び建設者に対し、以下の取り組みを義務付けています。（八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第19条）

なお、「事業用大規模建築物」とは、本市の規定により、事業用途に供する延床面積が、3,000㎡以上の建築物をいいます。

大規模事業者の義務

大規模事業者は、再利用を促進する等により、ごみを減量しなければなりません。また、事業用大規模建築物の使用者（テナント等）もごみの減量に関し、大規模事業者に協力しなければなりません。

①資源物及び廃棄物保管場所の設置

事業用大規模建築物を新築又は増築する場合には、再利用の対象となる物の保管場所を設置する義務があり、「資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所設置届」を事前に届け出なければなりません。なお、事業用途に供する延床面積が500㎡以上の建築物については、廃棄物保管場所のみ届出の義務があります。

②廃棄物管理責任者

事業系廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当する「廃棄物管理責任者」を選任し、届出を行います。

③廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出

毎年５月末までに、前年度の実績及び当該年度の計画等を記載した「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」を提出します。

（八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第11～14条）

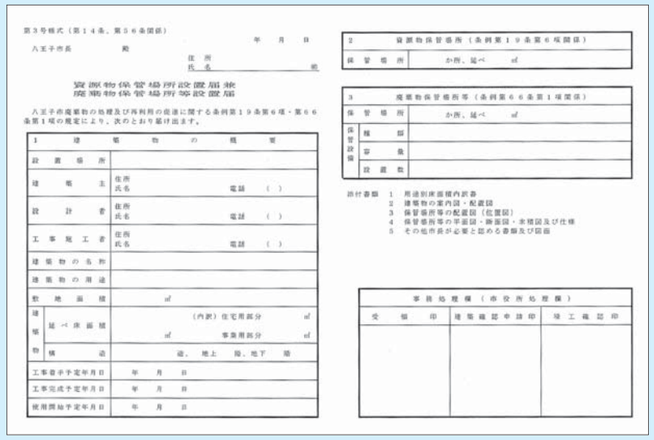

▲資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所設置届

▲廃棄物管理責任者選任届

廃棄物の減量及び再利用に関する計画書

記入例①

資源物及び廃棄物の収集業者、処理先

事業者名（テナントも記入）

ごみ処理の現状

今年度の目標

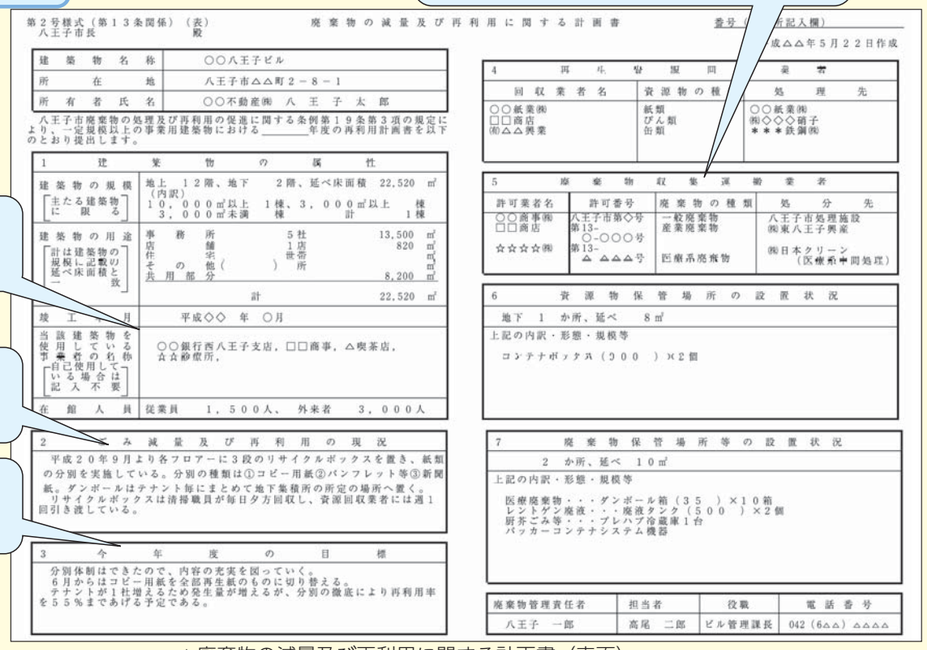

▲廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（表面）

記入例②

品目ごとに前年度の実績と今年度の計画を記入

処分量を減らし、再利用率を上げられるように取り組んでいきましょう！

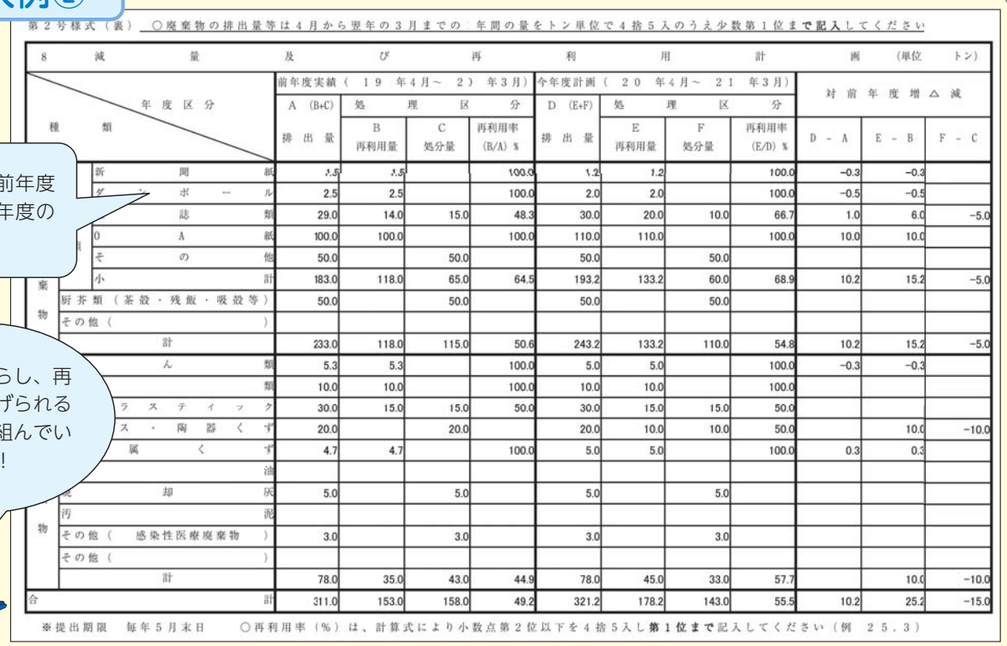

▲廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（裏面）

主な関連法令・罰則規定

「ごみゼロ社会」の実現に向けて、ごみの発生抑制とリサイクル社会を目指し、以下のような法体系が整備されています。

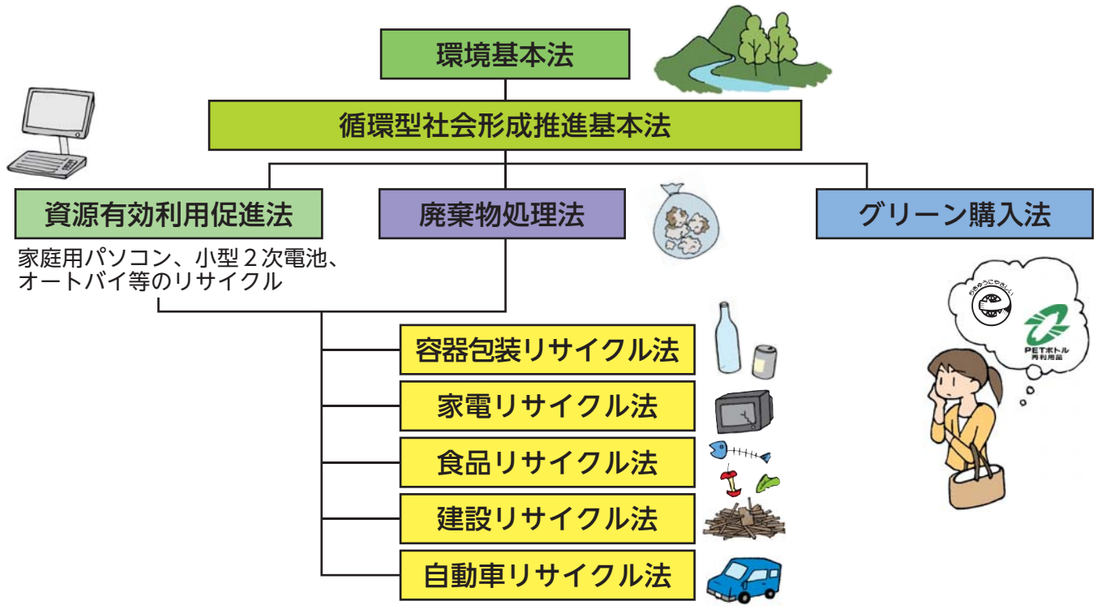

このなかで廃棄物処理法を中心として、さまざまな罰則が規定されています。以下に、排出事業者に関わる代表的な罰則規定を紹介します。

○ 不法投棄 （廃棄物処理法第16条、第25条第14号）

生活環境を保全する観点から、全ての廃棄物の投棄が対象となっています。これに反した場合、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**、またはこれの併科が課されます。

また、事業者による産業廃棄物の場合は、これらのほか、１億円以下の罰金が課されます。

○ 野外焼却の禁止 （廃棄物処理法第16条の２）

野外等での不法な廃棄物の焼却を防止するための規定があります。公益上・社会慣習上やむを得ず、周辺地域への生活環境に影響が軽微なもの等を除き、野焼きは全面的に禁止されています。これに反した場合、**５年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**が課されます。

○ 虚偽報告等 （廃棄物処理法第18条第1項、第30条第5号）

市町村長は、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法の施行に必要な限度において、事業者等に必要な報告を求めることができます。これに反して、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたものは、**30万円以下の罰金**が課されます。

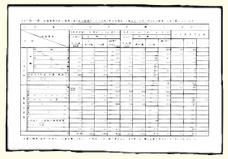

○ 立入検査 （廃棄物処理法第19条第1項、第30条第6号）

市町村長は、その職員に事業者の事務所等に立ち入り、廃棄物の処理等に関して帳簿書類その他の物件を検査することができます。立入検査を拒んだ場合などは事業者に**30万円以下の罰金**が課されます。

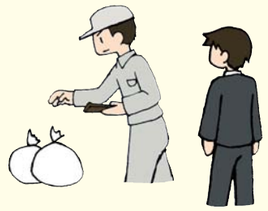

○ 受入拒否 （八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20～22、41条）

事業者は、市処理施設に運搬する場合には、市規則で定める受入基準に従わなければなりません。さらに、この受入基準や改善勧告に従わない場合には、市長は**受入れを拒否**することができます。

また、大規模事業者がその義務（16ページ参照）を果たしていない場合は、市長は改善勧告や公表をすることができます。

○ 無許可営業 （廃棄物処理法第25条第1項）

廃棄物の収集運搬または処分を事業として行うには、市町村または都道府県の許可が必要となります。この許可を得ずに事業を行った場合には、**５年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**またはこれの併科が課されます。

○ 食品リサイクルへの取り組み （食品リサイクル法第10、27条）

食品廃棄物の年間排出量100トン以上の事業者が、再生利用等への取り組みが著しく不十分であると認められる場合は、主務大臣が①必要な措置をとるよう勧告、②勧告に従わなかったときは、企業名等を公表、③さらに従わなかったときは、勧告通り行うよう命令され、④この命令に違反した者には場合には、**50万円以下の罰金**が課されます。

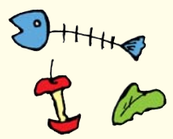

一般廃棄物収集運搬業　許可業者一覧（平成22年3月15日現在）

紙…紙くず　木…木くず　繊…繊維くず　厨…厨芥（生ごみ等）　灰…残灰　食…食品循環資源（再生目的の厨芥に限る）

許可番号	許可業者名	電話番号	許可品目	都産廃
1	三和興業有限会社	042-691-1805	紙、木、繊、厨、食、灰、家電	○
3	木村紙業株式会社	042-622-2668	紙、木、繊、厨	○
4	中央資料株式会社	03-5822-1617	紙、木、繊、厨	○
5	志賀興業株式会社	0422-47-1414	紙、木、厨	○
6	有限会社　古川新興	042-365-2231	紙、木、繊、厨	○
7	セントラル美装株式会社	044-955-3661	紙、木、繊、厨	○
8	八王子建物管理株式会社	042-626-1311	紙、木、繊、厨	
9	株式会社　工藤商店	042-636-7548	紙、木、繊、厨、家電	○
10	有限会社　高野商店	042-689-4440	紙、木、繊、厨	○
11	株式会社　大島商事	0428-24-8041	紙、木、繊、厨	○
12	株式会社　第一資源	042-644-2103	紙、木、繊、厨、灰、家電	○
14	有限会社　調布清掃	042-485-1166	紙、木、繊、厨	○
15	有限会社　吉田商店	042-661-7849	紙、木、繊、厨	○
16	有限会社　長岡商店	042-642-6373	紙、木、繊、灰	○
17	有限会社　島村商店	042-675-2749	紙、木、繊、厨、浄	○
18	株式会社　遠藤商会	0492-66-9437	紙、木、繊、厨、食	○
19	株式会社　丸三総業	042-623-0510	紙、木、厨	○
21	株式会社　環境システムサービス	042-625-8120	紙、木、繊、厨、家電、浄	○
22	八王子資源回収事業協同組合	042-654-8001	紙、木、繊、厨	
23	上村　敏夫（上村商店）	042-661-0330	紙、木、繊	○
25	株式会社　富士商事	042-531-6628	紙、木、繊、厨	○
27	宇佐美工業株式会社	042-696-5131	紙、木、繊、厨	○
28	相模原紙業株式会社	042-773-3508	紙、木、厨、食	○
29	有限会社　神野商店	042-661-3344	紙、木、繊、厨	○
30	株式会社　加藤商事	03-3480-5111	紙、木、厨、食	○
31	有限会社　忠江商事	042-797-4153	紙、木、繊、厨	○
32	株式会社　三凌商事	042-726-2647	紙、木、繊、厨、食	○
34	有限会社　ミナト産業	045-252-0523	紙、木、繊、厨	○
35	エルエス工業株式会社	03-5410-3627	動物死体及びそれに付随する汚物	
36	太誠産業株式会社	03-3989-0098	紙、木、厨、食	○
37	株式会社　多摩クリーナー	042-659-8030	紙、木、繊	
40	株式会社　丸三運輸	042-622-1862	紙、木、繊	○
43	吉村エンタープライズ株式会社	042-646-1540	紙、灰、浄	○
45	和興清掃有限会社	042-692-0068	紙、木、繊、厨	○
52	株式会社　関東総業	042-665-6422	紙、木、繊、厨、浄	○
55	有限会社　八王子浄化槽センター	042-644-1025	浄	○
56	有限会社　三多摩清運	042-659-6539	浄	○
57	株式会社　東朋	042-663-5505	紙、木、厨、浄	○

許可番号	許可業者名	電話番号	許可品目	都産廃
58	有限会社　石川興業	042-644-5051	浄	
59	株式会社　トリデ	042-576-9750	紙、木、繊、厨	○
60	株式会社　まごころ清掃社	042-665-1761	紙、木、繊、厨、食	○
63	藤ビルメンテナンス株式会社	042-674-6988	紙、木、繊、厨	○
64	南栄産業株式会社	042-636-1113	紙、木、繊、厨、食、家電	○
65	日本環境株式会社	042-661-5481	浄	
68	多摩商事株式会社	042-622-4874	手術摘出物	
70	株式会社　サダヤマ	042-581-2674	紙、木、繊、厨、家電	○
71	滝山商事株式会社	042-654-6801	紙、木、浄	
72	有限会社　梅沢クリーンサービス	042-689-4018	浄	○
73	有限会社　坂本アクアサービス	042-625-9868	浄	
75	伊藤　勝男（伊藤商店）	042-556-4459	紙、木、繊	○
84	八王子再生資源管理協同組合	042-691-1837	紙、木、繊、厨	
85	株式会社　ハチオウ	042-625-4651	紙、木、厨	○
86	株式会社　完山金属	042-661-4408	紙、木、繊、厨、灰	○
88	スリーエス株式会社	03-3704-7788	紙、木、繊、灰、動物死体	
90	比留間運送株式会社	042-565-1336	紙、木、厨、食	○
93	株式会社　葵環境開発	042-525-9990	紙、木、厨	○
95	宮本金属株式会社	042-622-2468	紙、木、繊、厨	○
96	株式会社　三協メンテナンス	042-644-6048	紙、木、繊	
97	多摩興運株式会社	042-374-2415	紙、木、繊、厨	○
100	株式会社　高井商店東神産業	046-284-1122	紙、厨	○
104	有限会社　衛美	042-581-2637	紙、木、繊、厨	○
106	有限会社　三矢商事	042-696-5166	紙、木、繊、厨	○
107	株式会社　アクト・エア	046-280-1112	紙、木、厨、食	○
108	八王子容器有限会社	042-651-6224	紙、木、繊、厨	○
111	桑都ビル管理株式会社	042-646-1301	紙、木、繊、灰	
113	有限会社　佐々木商事	042-734-8826	紙、木、繊、厨	○
115	有限会社　日下	042-621-5054	紙、木、繊	
116	八王子資源化事業協同組合	042-626-8449	紙、木、繊	
121	株式会社　十河サービス	03-5995-3701	紙、木、厨	○
122	八王子急便株式会社	042-676-3211	紙、木、厨、灰	○
123	株式会社　日野衛生公社	042-581-3177	紙、木、繊、厨、家電	○
124	平本　訓行（平本清掃）	042-620-2371	紙、木、繊、厨	○
126	株式会社　東日本環境アクセス	03-3836-1551	紙、木、繊、厨	○
129	有限会社　鈴木商店	042-622-1914	紙、木、繊	
130	株式会社　エイト	042-645-2911	紙、木、繊、厨	○
131	毎床アドバンス株式会社	042-536-2379	紙、木、繊、厨	○

動…動物死体　家電…特定家庭用機器廃棄物　浄…浄化槽汚泥等　都産廃…東京都産業廃棄物処理業許可

許可番号	許可業者名	電話番号	許可品目	都産廃
133	有限会社　ベロ・サービス	042-527-3613	紙、木、繊、厨、灰	○
134	株式会社　和心	042-664-0131	紙、木、繊、厨	○
135	大福　晃（シティー・クリーン）	042-628-1418	紙、木、繊	○
136	トクテック有限会社	042-679-2282	紙、木、厨、灰	○
138	有限会社　中川産業	042-529-3491	紙、木、繊、厨、灰	○
139	株式会社　第一グリーン	042-624-3435	紙、木	○
141	株式会社　ミナミ紙業	042-665-9017	紙、木、繊、厨	○
145	有限会社　ダイヤクリーン	042-666-7348	紙、木、繊	
147	有限会社　西田商店	042-642-5301	紙、木、繊、厨	○
149	株式会社　ライフ・クリエイト	042-621-5310	紙、木、繊、厨	○
150	有限会社　天野植木	042-691-4743	紙、木	○
151	株式会社　メディカルスリー	0424-71-6123	紙	○
154	新日本物流株式会社	042-646-1557	紙、木、繊、厨	○
156	大成設備工業有限会社	042-637-5467	紙、木	○
157	株式会社　浜興業	042-669-3305	紙、木	○
159	株式会社　五十嵐商会	03-3922-7547	紙、木、繊、厨、灰	○
160	植小株式会社	042-622-4796	紙、木、繊	○
163	有限会社　日野環境保全	042-581-9500	紙、木、繊、厨、食、灰、家電	○
165	西濃運輸株式会社	042-642-2724	特定家庭用機器廃棄物	○
166	池畑　英樹（池畑商店）	042-626-8449	紙、木、繊、灰	
167	株式会社　永野紙興	03-5492-8131	紙、木、繊、厨、食	○
170	有限会社　アーク・グリーン	045-942-5602	紙、木、繊、厨	○
173	株式会社　大東建物管理	042-624-5474	紙、木、繊	
174	有限会社　谷合商事	042-543-3599	紙、木、繊、厨	○
175	株式会社　アユミ・プラン	042-949-7720	紙、厨	○
182	有限会社　皆誠	042-651-0024	紙、木、繊	
184	株式会社　エムズカンパニー	042-346-8510	紙、木、繊、厨	○
185	株式会社　トーホー商事	042-583-8488	紙、木、繊	○
186	株式会社　エコサイクル	042-338-9366	紙、厨	○
188	有限会社　八王子資源	042-654-8001	紙、木、繊、厨	○
189	株式会社　光栄和	042-574-9600	紙、木、厨	○
190	株式会社　新和	042-661-8000	紙、木	
194	（株）秀明グループ（ファイトサービス）	04-2945-7815	紙、木、繊	○
200	株式会社　桂造園	042-646-3351	紙、木	
202	青南建設株式会社	042-652-1011	木	○
203	恵比寿産業株式会社	042-676-6000	木	○
205	石井　正（石井商店）	042-583-0311	紙、木、繊、厨、灰	○
208	有限会社　コーショー運輸	042-531-4380	紙、木、繊	○

許可番号	許可業者名	電話番号	許可品目	都産廃
210	三玉環境株式会社	042-531-2259	紙、繊	○
214	藤村　光弘（藤村商店）	042-646-1588	紙、木、繊	
215	株式会社　サン・ライフ	042-533-8444	紙、木、厨、食	○
216	有限会社　ライス	042-562-3535	紙、木、繊、厨	○
217	有限会社　エコライス	042-539-2357	紙、木、繊、厨、灰	○
218	永田紙業株式会社	048-583-2141	紙、木、繊、厨	○
220	明成物流株式会社	048-578-1221	紙、木、繊	○
221	株式会社　リスト	042-572-1300	紙、木、繊、厨、灰	○
223	有限会社　リクライム	042-587-6996	紙、木、繊、厨、灰	○
224	株式会社　総合整備	03-5347-2910	紙、木、繊、厨	○
229	株式会社　メトロボックスエンジニアリング	045-583-3709	紙、木、繊	○
231	吉村　文男（吉村商店）	042-666-8778	紙、木、繊	
232	株式会社　プリモ	0554-63-4516	紙、木、繊	○
233	株式会社　環境アシスト	042-763-1755	紙、木、繊、厨	○
236	文吾林造園株式会社	042-644-2526	紙、木	○
240	株式会社　ハヤシ商事	042-623-8775	紙、木、繊	○
242	峰岸　強（嶺興業）	042-682-5157	紙、木、繊、灰	○
244	シスターズ・コーポレーション有限会社	042-624-6280	紙、木、繊、厨	○
246	高田　輝正（高田商店）	042-636-0199	紙、木	
247	株式会社　オオノ商事	042-583-1221	紙、木、繊、厨、食	○
248	株式会社　ゼロシステムズ	042-669-0900	紙、木、繊、厨、食	○
249	荻野　勝利（荻野商店）	042-593-2160	紙、木、繊、厨	
250	株式会社　多摩環境サービス	042-632-0525	紙、木、繊、厨	○
251	有限会社　旭クリーンサービス	042-665-8204	紙、木	○
252	株式会社　エコリターン	042-663-0306	紙、木、繊、厨、灰	○
253	有限会社　エス・ティー	042-665-2591	紙、木、繊	○
254	水野建設工業有限会社	042-665-2802	紙、木、繊	○
255	有限会社 菱和興産	042-689-6397	紙、木、繊、厨	
256	株式会社　日動エコプラント	042-696-5502	紙、木、繊、厨	○
257	株式会社　ダストソリューション	042-762-2213	紙、木、厨	
258	東京新日本物流株式会社	042-691-1566	木、繊	○
259	有限会社　カワスギ	04-2934-3600	紙、木、繊、厨	○

はISO14001取得業者

はエコアクション21取得業者

※最新の一覧表は八王子市ホームページに掲載しています。
「八王子市トップページ」→「ごみ・リサイクル」→「事業系ごみの処理について」→「収集業者の選び方」

問い合わせ先

リサイクルについては・・・・・　東京都資源回収事業協同組合(㈱完山金属)
電話　０４２－６６１－４４０８

一般廃棄物については・・・・・　八王子市環境部ごみ減量対策課
電話　０４２－６２０－７２５６

八王子市一廃収運業者連絡協議会(㈲神野商店)
電話　０４２－７６４－３５０１

産業廃棄物については・・・・・　東京都環境局多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導係
電話　０４２－５２８－２６９４

(社)東京産業廃棄物協会
電話　０３－５２８３－５４５５

※産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先
東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課
〒163-8001　東京都新宿区西新宿2-8-1
電話　０３－５３８８－３５８９

食品リサイクルについては・・・　農林水産省東京農政事務所農政推進課
電話　０３－３２１４－７３２１

平成22年3月発行
八王子市環境部ごみ減量対策課
〒192-8501　八王子市元本郷町三丁目24番1号
TEL：042-620-7256　FAX：042-626-4506
E-mail：b111200@city.hachioji.tokyo.jp